

東京都公報

発行
東京都

目次

43

規 則（公）

○東京都道路交通規則の一部を改正する規則……………1

規 則（公）

東京都道路交通規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 4 年 5 月 13 日

東京都公安委員会

委員長 山 口 徹

●東京都公安委員会規則第 8 号

東京都道路交通規則の一部を改正する規則

東京都道路交通規則（昭和46年11月30日東京都公安委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 7 章 旅客自動車教習所の指定等（第 27 条～第 31 条）」を「第 7 章 削除」に改める。

第 19 条第 1 項ただし書中「免許証の記載事項の変更の届出」の次に「、法第 91 条の 2 に規定する現に受けている免許の条件の付与（法第 104 条の 4 に規定する免許の取消しの申請をしなければ免許の条件の付与を行うことができないものを除く。次項において同じ。）の申請」を加え、同

条第 2 項中第 8 号を第 9 号とし、第 1 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項に第 1 号として次の 1 号を加える。

(1) 法第 91 条の 2 に規定する現に受けている免許の条件の付与

第 19 条第 3 項第 2 号を次のように改める。

(2) 更新期間が満了する日（法第 101 条の 2 第 1 項の規定による免許証の更新の申請をしようとする者にあつては、当該申請をする日。以下この項において同じ。）における年齢が 70 歳未満の者で、次のいずれかに該当するもの

ア 免許証の更新を申請する日前 6 月以内に法第 108 条の 2 第 2 項の規定による講習（運転免許に係る講習等）に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「講習規則」という。）第 2 条に規定する基準に適合するものに限る。）を終了した者

イ 免許証の更新を申請する日前 6 月以内に法第 108 条の 32 の 2 第 1 項の認定を受けた同項の運転免許取得者等教育の課程（運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成 12 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「認定教育規則」という。）第 4 条第 1 項に規定する基準に適合するものに限る。）を終了した者

第 19 条第 3 項第 3 号中「70 歳以上」の次に「75 歳未満」を加え、同号イ中「で運転免許に係る講習等に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「講習規則」という。）で定める基準に適合するもの」を「（講習規則第 1 条に規定する基準に適合するものに限る。）」に改め、

同号ウ中「運転免許取得者教育の課程（法第 108 条の 2 第 1 項第 12 号に掲げる講習と同等の効果がある課程の基準と

して認定に関する規則で定める）」を「運転免許取得者等教育の課程（認定教育規則第 4 条第 2 項に規定する）」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(4) 更新期間が満了する日における年齢が 75 歳以上の者で、次のいずれにも該当するもの

ア 前号のいずれかに該当する者

イ 更新期間が満了する日前 6 月以内に法第 101 条の 4 第 2 項に規定する認知機能検査又は法第 108 条の 32 の 3 第 1 項の認定を受けた運転免許取得者等検査（運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和 4 年国家公安委員会規則第 8 号。以下「認定検査規則」という。）第 4 条第 1 項に規定する基準に適合するものに限る。）を終了した者（施行規則第 29 条の 2 の 3 各号に該当する場合を除く。）

ウ 更新期間が満了する日前 6 月以内に法第 101 条の 4 第 3 項に規定する運転技能検査又は法第 108 条の 32 の 3 第 1 項の認定を受けた運転免許取得者等検査（認定検査規則第 4 条第 2 項に規定する基準に適合するものに限る。）を終了した者（令第 37 条の 6 の 3 で定める基準に該当する場合に限る。）

第 20 条第 1 項の表警視庁江東運転免許試験場の項中「第 97 条の 2 第 2 項」を「第 97 条の 2 第 3 項」に、「第 97 条の 2 第 3 項」を「第 97 条の 2 第 4 項」に、「同条第 3 項」を「同条第 4 項」に改める。

第 21 条の 2 第 1 項中「第 97 条の 2 第 1 項第 3 号イ」の次に「若しくはロ」を加え、「（次項において「認知機能検査」という。）」を削り、同条第 3 項中「別記様式第 14 の 5」を「別記様式第 14 の 7」に改め、同項を同条第 5 項と

して認定に関する規則で定める）」を「運転免許取得者等教育の課程（認定教育規則第 4 条第 2 項に規定する）」に改め、同項に次の 1 号を加える。

し、同条第2項中「第4条第2項第2号」を「第4条第2項第1号ロ」に、「別記様式第14の4」を「別記様式第14の6」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 講習規則第4条第2項第1号ロに規定する認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する審査(次項において「認知機能検査員審査」という。)を受けようとする者は、別記様式第14の4の審査申請書を公安委員会に提出しなければならない。

3 公安委員会は、認知機能検査員審査を合格した者に対し、別記様式第14の5の認知機能検査員審査合格証明書を交付するものとする。

第21条の2の次に次の1条を加える。
(運転技能検査の実施)

第21条の3 法第97条の2第1項第3号イ若しくはハ又は法第101条の4第3項の規定による運転技能検査を受けようとする者は、別記様式第14の8の受検申請書を公安委員会に提出しなければならない。この場合において、併せて法第108条の2第1項第12号に掲げる講習を受けようとする者は、当該受検申請書に代えて別記様式第14の9の受講申請書及び受検申請書を公安委員会に提出しなければならない。

2 運転技能検査は、施行規則第26条の5の規定によるほか、別表第5により実施するものとする。

第22条第3項中「、別記様式第15の6の2」を「別記様式第15の6の2の提出命令書により、同条第4項の規定による診断書の提出命令は別記様式第15の6の3又は別記様式第15の6の4」に改める。

第24条第8項中「、別記様式第16の6の3の2又は別記様式第16の6の3の3」を「又は別記様式第16の6の3の2」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、併せて法第97条の2第1項第3号イ若しくはハ又は法第101条の4第3項の規定による運転技能検査を受けようとする者は、当該受講申請書に代えて別記様式第14の9の受講申請書及び受検申請書を公安委員会に提出しなければならない。

第24条第10項中「第108条の2第2項」を「第108条の2第1項第14号」に、「で、講習規則第2条第1項第1号の表1の項又は同条第1項第2号の表1の項に定める公安委員会の確認を受けるためのもの」を「(以下「若年運転者講習」という。)」に改め、「公安委員会」の次に「(当該講習を指定講習機関において受ける場合は、別記様式第16の6の5の2の受講申請書を当該指定講習機関)」を加え、同条第11項中「で、講習規則第2条第1項第1号の表1の項又は同条第1項第2号の表1の項に定める講習の基準に適合するものを受けようとする者は、別記様式第16の6の5の2の受講申請書を、同条第1項第1号の表2の項又は同条第1項第2号の表2の項に定める講習の基準に適合するもの」を「(講習規則第1条に規定する基準に適合するものに限る。)」に改め、同条第12項中「から第4項まで」を「、第2項、第4項」に、「対し、次に掲げる指定書により、講習を行う日時及び場所を」を「対しては講習を行う日時及び場所を、第3項の規定により受講申請書を提出した者に対しては受講する講習を、次に掲げる指定書により」に改め、同条第15項中「又は初心運転者講習」を「、初心運転者講習又は若年運転者講習」に、「又は別

記様式第16の8の2の初心運転者講習終了証明書」を「、別記様式第16の8の2の初心運転者講習終了証明書又は別記様式第16の8の3の若年運転者講習終了証明書」に改める。

第7章を次のように改める。

第7章 削除

第27条から第31条まで 削除

第44条の見出し中「フレキシブルディスプレイ」を「電磁的記録媒体」に改め、同条第1項中「認定に関する規則第13条のフレキシブルディスプレイ」を「認定教育規則第13条又は認定検査規則第14条の規定により公安委員会に提出する電磁的記録媒体」に、「(以下この条において「日本産業規格」という。) X6223に適合する90ミリメートルフレキシブルディスプレイカードリッジ」を「X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスク」に改め、同条第2項から第4項までを削る。

別記様式第14中

「

フリガナ	氏名	生年月日	性別	住所
			男 女	

「

フリガナ	氏名	生年月日	性別	住所
			男 女	

「

フリガナ	氏名	生年月日	性別	住所
			男 女	

に
を

改め、

「 注意事項

1 交付は、申請を受け付けた窓口で行います。

2 交付時間

●警察署・更新センター
 平日 (月曜日～金曜日) の午前 8 時30分から
 午後 5 時15分までです。

日曜日、土曜日、年末年始 (12/29～1/3)、
 国民の祝日及びその振替休日は交付しません。

●試験場

日曜日及び平日 (月曜日～金曜日) の午前 8
 時30分から午後 5 時15分までです。

ただし、日曜日の正午から午後 1 時までの間
 を除きます。

土曜日、年末年始 (12/29～1/3)、国民の
 祝日及びその振替休日は交付しません。

を削る。

別記様式第14の2中

生 年 月 日	性 別
年 月 日	男 女

を

生 年 月 日
年 月 日

に改め、

注意事項

- 1 交付は、申請を受け付けけた窓口で行います。
- 2 交付時間

平日 (月曜日～金曜日) の午前 8 時30分から午
 後 5 時15分までです。

日曜日、土曜日、年末年始 (12/29～1/3)、
 国民の祝日及びその振替休日は交付しません。

を削る。

別記様式第14の2の3中

生 年 月 日	性 別
年 月 日	男 ・ 女

を

生 年 月 日
年 月 日

に改める。

別記様式第14の3中

氏 名	男 女
-----	-----

を

氏 名

に改め、

「第97条の2第1項第3号イ」の次に「又はロ」を加える。
 別記様式第14の4中「第4条第2項第2号」を「第4条
 第2項第1号ロ」に改め、同様式を別記様式第14の6とす
 る。

別記様式第14の5中「第4条第2項第2号」を「第4条
 第2項第1号ロ」に改め、同様式を別記様式第14の7とす
 る。

別記様式第14の3の次に次の2様式を加える。

別記様式14の4（第21条の2関係）

認知機能検査員審査申請書

東京都公安委員会 殿

私は、運転免許に係る講習等に関する規則第4条第2項第1号ロに規定する認知機能検査に関する技能及び知識に関する審査の申請を申し上げます。

年 月 日

住所

氏名

年 月 日生（ 歳）

講習区分

修了証書の
発行日修了証書の
発行番号

備考 1 運転免許証及び修了証書の写しを添付して申請すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第14の5（第21条の2関係）

第 号

認知機能検査員審査合格証明書

住所

氏名

年 月 日生

上記の者は、年 月 日運転免許に係る講習等に

関する規則第4条第2項第1号ロに規定する認知機能検査に関する

技能及び知識に関する審査に合格した者であることを証明する。

年 月 日

東京都公安委員会

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第14の7の次に次の2様式を加える。

別記様式第14の8 (第21条の3関係)

No. _____	
運転技能検査受検申請書	
住所	電話
氏名	
生年月日	年 月 日生 (歳)
<p>私は、道路交通法</p> <p><input type="checkbox"/> 第97条の2第1項第3号イ又はハ、</p> <p><input type="checkbox"/> 第101条の4第3項</p> <p>の規定による運転技能検査の受検を 申し出ます。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">東京都公安委員会 殿</p>	

備考 用紙の大きさは、縦18センチメートル、横9センチメートルとする。

別記様式第14の9 (第21条の3、第24条関係)

No. _____	
高齢者講習受講申請書 運転技能検査受検申請書	
住所	電話
氏名	
生年月日	年 月 日生 (歳)
<p>私は、道路交通法第108条の2第1項第12号に 規定する高齢者講習の受講及び 道路交通法</p> <p><input type="checkbox"/> 第97条の2第1項第3号イ又はハ、</p> <p><input type="checkbox"/> 第101条の4第3項</p> <p>の規定による運転技能検査の受検を 申し出ます。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">東京都公安委員会 殿</p>	

備考 用紙の大きさは、縦18センチメートル、横9センチメートルとする。

別記様式第15の6の3（第22条関係）

診断書提出命令書

年 月 日

住 所

殿

東京都公安委員会

あなたは、下記に記載の理由があることから、道路交通法第102条第4項の規定により、下記のとおり、道路交通法施行規則第29条の3第4項に規定する要件を満たす医師の診断書（主治医（継続的に診察している医師）が作成した診断書であつて、診断に係る検査の結果及び運転の可否について当該医師の意見が記載されているもの）を提出していただくようお願いいたします。

なお、やむを得ない理由なく診断書を提出しない場合は、

が拒否される

運転免許が保留される こととなりますので、御注意ください。

の効力が停止される

また、提出された診断書が上記の要件（主治医（継続的に診察している医師）が作成した診断書であつて、診断に係る検査の結果及び運転の可否について当該医師の意見が記載されているもの）を満たさない場合、上記の運転免許の行政処分を行うか、改めて臨時適性検査又は診断書提出命令を行うこととなりますので、御注意ください。

診断書の提出を命ずる理由	
診断書の提出期限	年 月 日まで
診断書の提出先	
備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第15の2の2中「認知機能検査」を「認知機能検査等」に、「記憶力・判断力が低くなつてきている」を「認知症のおそれがある」に、「項による」を「項の規定による」に改め、「※ 道路交通法第102条第4項の規定による適性検査に係る通知を受けた方が、認知症の検査及び診断の結果が記載された専門医又は主治医（かかりつけ医）の診断書を提出した場合には、臨時適性検査（認知症の専門医による診断）を受ける必要はありません。」及び「※ 診断書を提出する場合は、年 月 日までに提出してください。」を削る。

別記様式第15の6の2中「認知機能検査」を「認知機能検査等」に、「記憶力・判断力が低くなつてきている」を「認知症のおそれがある」に、「受けた」を「受け、認知症のおそれ（疑い）がある」に改め、同様式の次に次の2様式を加える。

別記様式第15の6の4 (第22条関係)

診 断 書 提 出 命 令 書

年 月 日

東京都公安委員会

殿

あなたは、認知症のおそれ（疑い）があることから、道路交通法第102条第4項の規定により、下記のとおり、道路交通法施行規則第29条の3第4項に規定する要件を満たす医師の診断書（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であつて、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの）を提出していただくようお願いいたします。

なお、やむを得ない理由なく診断書を提出しない場合は、
 が拒否される
 が保留される
 が取り消される
 が取り止される
 の効力が停止される

また、提出された診断書が上記の要件（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であつて、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの）を満たさない場合、上記の運転免許の行政処分を行うか、改めて臨時適性検査又は診断書提出命令を行うこととなりますので、御注意ください。

診断書の提出を命ずる理由	
診断書の提出期限	年 月 日まで
診断書の提出先	
備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第16の6 (表) 中

東京都公安委員会		年 月 日	性別
フリガナ 氏名	生年月日	年 月 日	男 女
フリガナ 氏名	生年月日	年 月 日	男 女

「この通知書では、運転できません。」を
 「この通知書では、運転できません。」に改め、
 同様式（裏）中 注意事項

- 1 更新した免許証は、申請した場所において、この通知書と引き換えに本人に交付します。
- 2 免許証の交付時間
 - 試験場
平日（月曜日～金曜日）及び日曜日の午前8時30分から午後5時までです。

土曜日、祝日、休日及び年末年始は交付しません。

●免許更新センター
平日（月曜日～金曜日）の午前8時30分から午後5時までです。

土曜日、日曜日、祝日、休日及び年末年始は交付しません。

●指定警察署
平日（月曜日～金曜日）の午前8時30分から

午後5時までです。
ただし、正午から午後1時までの間を除きます。

土曜日、日曜日、祝日、休日及び年末年始は交付しません。

削る。

別記様式第16の6の2中

東京都公安委員会		年 月 日	性 別
フリガナ 氏 名	生 年 月 日	年 月 日	男 女
	通知用電話番号	自宅・勤務先・携帯	

を

東京都公安委員会		年 月 日
フリガナ 氏 名	生 年 月 日	年 月 日
	通知用電話番号	自宅・勤務先・携帯

に、

「1 この通知書では、運転できません。」

を

「2 裏面の注意事項をよく読んでください。」

「この通知書では、運転できません。」に改め、

同様式（裏）中

注意事項

1 免許証は、申請した場所において、この通知書と引き換えに本人に交付します。

2 交付時間は、

平日（月曜日～金曜日）の午前8時30分から午後5時までです。

を

土曜日、日曜日、祝日、休日及び年末年始は交付しません。

3 試験合格後1年以内に交付を受けないと合格は無効になり、免許証は交付できません。

削る。

別記様式第16の6の3及び別記様式第16の6の3の2を次のように改める。

別記様式第16の6の3 (第24条関係)

No.	
高齢者講習受講申請書	
住所	電話
氏名	
生年月日	年 月 日生 (歳)
<p>私は、道路交通法第108条の2第1項第12号に規定する</p> <p><input type="checkbox"/> 高齢者講習 (2時間)</p> <p><input type="checkbox"/> 高齢者講習 (1時間)</p> <p>の受講を申し出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>東京都公安委員会 殿</p>	

備考 用紙の大きさは、縦18センチメートル、横9センチメートルとする。

別記様式第16の6の3の2 (第24条関係)

No.	
高齢者講習受講申請書	
住所	電話
氏名	
生年月日	年 月 日生 (歳)
<p>私は、道路交通法第108条の2第1項第12号に規定する</p> <p><input type="checkbox"/> 臨時高齢者講習 (2時間)</p> <p><input type="checkbox"/> 臨時高齢者講習 (1時間)</p> <p>の受講を申し出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>東京都公安委員会 殿</p>	

備考 用紙の大きさは、縦18センチメートル、横9センチメートルとする。

別記様式第16の6の3の3を削る。
別記様式第16の6の5から別記様式第16の6の6までを
次のように改める。

別記様式第16の6の5 (第24条関係)

若年運転者講習受講申請書

東京都公安委員会殿

私は、道路交通法第108条の2第1項第14号に規定する若年運転者講習の
受講を申し出ます。

年 月 日

住 所

氏 名

年 月 日生 (歳)

講 習 指 定 書

講 習 年 月 日

講 習 場 所

手 数 料

備考 用紙の大きさは日本産業規格A列4番とする。

別記様式第16の6の5の2 (第24条関係)

No.	
若年運転者講習受講申請書	
住所	電話
氏名	
生年月日	年 月 日生 (歳)
<p>私は、道路交通法第108条の2第1項第14号に規定する若年運転者講習の受講を申し出ます。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">指定講習機関 殿</p>	

備考 用紙の大きさは、縦18センチメートル、横9センチメートルとする。

別記様式第16の6の6 (第24条関係)

No.	
特定任意高齢者講習受講申請書	
住所	電話
氏名	
生年月日	年 月 日生 (歳)
<p>私は、道路交通法第108条の2第2項に規定する講習で、運転免許に係る講習等に関する規則第1条に定める</p> <p><input type="checkbox"/> 特定任意高齢者講習 (2時間)</p> <p><input type="checkbox"/> 特定任意高齢者講習 (1時間)</p> <p>の受講を申し出ます。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">東京都公安委員会 殿</p>	

備考 用紙の大きさは、縦18センチメートル、横9センチメートルとする。

別記様式第16の8の2の次に次の1様式を加える。

別記様式第16の8の3（第24条関係）

第 号

若年運転者講習終了証明書

住 所

氏 名

年 月 日生（ 歳）

上記の者は、 年 月 日道路交通法

第108条の2第1項第14号に掲げる講習を終了した者であることを証明する。

年 月 日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第21から別記様式第25までを次のように改める。
 別記様式第21から別記様式第25まで 削除
 別記様式第25の2を削る。
 別表第4及び別表第5を次のように改める。

別表第4 (第21条関係)
 技能試験実施基準

区分	内容									
	大型	中型	准中型・普通	大型特殊第一種・第一種	大型特殊第二種・第一種	第二種第一種	大型二輪	普通二輪		
大型	中型	准中型・普通	大型特殊第一種・第一種	大型特殊第二種・第一種	第二種第一種	大型二輪	小型限定			
許可の種類	仮	仮	仮	装輪	装輪	装輪	装輪	装輪	装輪	装輪
周回コース及び停止線による走行コース	1回以上 2回以下	1回以上 2回以下	1回以上 3回以下	1回以上 2回以下	1回以上 2回以下	1回以上 2回以下	1回以上 2回以下	1回以上 2回以下	1回以上 2回以下	1回以上 2回以下
周回コースの走行	2回以上	2回以上	4回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上
指定場所における一時停止	1回以上	1回以上	2回以上	1回以上	1回以上	2回以上	2回以上	2回以上	2回以上	2回以上
交差点の通過	それぞれ 2回以上	それぞれ 2回以上	それぞれ 3回以上	それぞれ 2回以上	それぞれ 1回以上	それぞれ 2回以上	それぞれ 3回以上	それぞれ 3回以上	それぞれ 3回以上	それぞれ 3回以上
横断歩道の通過	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上
踏切の通過	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上
曲線コースの走行	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
風折コースの走行	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
坂道コースの走行 (坂道における一時停止及び発進を含む。)	1回以上 2回以下	1回以上 2回以下	1回以上 2回以下	1回以上 2回以下	1回以上 2回以下	1回以上 2回以下	1回以上 2回以下	1回以上 2回以下	1回以上 2回以下	1回以上 2回以下
方向変換	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
路端における停車及び発進	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
道路への進入	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
特別コースの走行	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回

試験課題設定基準

障害物設置場所の通過	3回以上	3回以上	2回以上	1回以上	1回以上	3回以上	3回以上	3回以上	3回以上	3回以上	3回以上	3回以上
走行距離（メートル）	1,200以上	1,200以上	2,000以上	1,200以上	200以上	1,200以上	1,900以上	1,200以上	1,200以上	1,200以上	1,200以上	1,200以上

試験課題	免許の種類		普通第二種	大型第一種 中型第一種	準中型第一種	普通第一種
	大型第二種 中型第二種	普通第二種				
信号通過又は一時停止	3回以上	3回以上	3回以上（信号によるなら一時停止2回以上を含む）	3回以上	3回以上	3回以上
右折及び左折（それぞれ）	3回以上	3回以上	3回以上	3回以上	3回以上	2回以上
横断歩道の通過	6回以上	6回以上	6回以上	4回以上	4回以上	2回以上
路端への停止及び発進	3回	3回	4回	1回	1回	1回
軽回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
方向変換又は縦列駐車	1回	1回	1回	1回	1回	1回
場内コース	1回	1回	1回	1回	1回	1回
障害物設置場所の通過	1回	1回	1回	1回	1回	1回
走行距離（路上）（メートル）	6,000以上	6,000以上	6,000以上	5,000以上	5,000以上	4,500以上

試験は、正確な運転操作及び正確な法令順行によって、道路及び交通の状況に応じて、安全かつ円滑な走行ができるかどうか、及び下記の試験条件を守ることができるかどうかについて行うものとする。

1 場内試験
場内試験の課題を履行する場合は、次のとおりとする。

試験課題履条件

- (1) 標点の範囲
標点は、乗車するときから下車するときまでの全てについて行うこと。ただし、ならし走行の間については標点しないものとするが、発進時の標点ならし走行出発地点で行う。また、ならし走行から試験への移行の際に停車しない場合は、ならし走行発進時に「アツベルビラ」、「エンスト」、「逆行」、「合図不遵守等」、「安全不確認」等の発進行為に係る標点目についても標点するものとする。
- (2) 安全運転支援装置
安全運転支援装置は、一定以上の速度で走行している場合には適切に作動しない場合があるなどの理由があるので、運転中は絶えず周囲の状況を確認しながら必要な運転操作を行うこと。また、試験官から指示のあった場合を除き、無効となっている安全運転支援装置の機能を有効としないこと。
- (3) 安全確認の方法
安全確認は、原則として、直接目視及び後方鏡又は後方等確認装置によること。
- (4) コースの区別
コースは全て車道とみなす。
- (5) 走行速度
周囲コース又は幹線コースの速度指定区間においては、指示した速度で走行すること。
なお、指示速度は、受験者に対し現場で再指示するものとする。
- (6) 上り坂の発進
指示した場所で停止し、直ちに発進すること。
なお、受験者に対し現場で再指示するものとする。
- (7) 脱輪時等の措置
車輪がコースから縁外等へ逸脱したときは、直ちに停止して、逸脱した以前の地点まで戻って走行し直すこと。
- (8) 方向変換
方向変換は、コース間部に後退で入れること。
- (9) 牽引車による方向変換の方法
方向変換のための後退を終了したときは、牽引車と被牽引車を直線の状態で停止させること。
なお、直線の状態にすることについては、受験者に対し現場で再指示するものとする。
- (10) 大型自動車仮免許試験（以下「大型仮免許試験」という。）及び中型自動車仮免許試験（以下「中型仮免許試験」という。）の発進における停車位置の停車方法及び発進の方法
次に掲げる課題の要領を、受験者に対し現場で再指示すること。
ア 1回の停車により、できる限り左側端に発進と平行に合わせ、かつ、車体の先端を指定した目標物に合わせて停車させた後、再度発進し前方の障害物を見て通過すること。また、1回の停車で履行条件を満たせなかった場合は、切り返しを行うて停車位置に合わせるものとする。
イ 停車位置に合わせるための切り返しについては範囲の制限はないものとするが、停車位置から前方に発進した後、障害物を見て通過するためには切り返しを行う場合は、車体の先端が停止目標物より後方とならない範囲で行うこと。
- (11) 大型仮免許試験及び中型仮免許試験の登（あ）路への進入の方法
次に掲げる課題の要領を、受験者に対し現場で再指示すること。
ア 進入は、右折又は左折により進入路（幅6メートル）からはみ出さないように進入し、止まることなど90度方向を遡え、幅3メートル、長さ12メートルに引かれた本線のライン（中型自動車は、幅2.7メートル、長さ8メートルのライン）及びそれぞれ別のラインを後方に延長した仮線に挟まれた範囲内に、車体を収めること。ただし、進入の際、2本のラインの範囲からの逸脱は差し支えないものとする。
なお、課題が終了したときは、試験官に合図をするものとする。
- イ 終了合図をしたのに所定の範囲に車体を収めることができなかつた場合は、切り返しをして、範囲内に収めること。
ウ 切り返しをする前後の範囲は、2本のライン前方に2メートル（中型自動車は、1.5メートル）を加えた14メートル（中型自動車は、9.5メートル）とする。この場合、左右の幅の範囲（3メートル（中型自動車2.7メートル））を逸脱しても差し支えないが、車体後方のオーバーハング部分を除き、前後の範囲内（14メートル（中型自動車は9.5メートル））で行うこと。
- (12) 走行終了時の措置
走行を終了したときは、駐車状態にするほか、次に掲げる措置を行うものとする。
ア バス型の自動車は中央ドアの中心を指示した停止目標物に一致させること。
イ 大型乗務自動車で作業機を接地させる構造のもの、前記アのほか、作業機を水平に接地させること。
ウ 大型自動車、二輪車及び普通自動車は、前車輪の先端を停止目標物に一致させ、サイドスタンド（サイドスタンドのないものはインステップ）をなでること。
エ 大型自動車二輪車免許試験（以下「大型二輪免許試験」という。）及び普通自動車二輪車免許試験（以下「普通二輪免許試験」という。）の特別コースの走行（ただし、側車付き自動車二輪車は、エのみ行うものとする。）
フ 直線発進コースの走行方法

試	<p>直線試験路手前の指定地点で一旦停止し、直線試験路は、着座姿勢により所要時間（大型自動車二輪車は10秒以上、普通自動車二輪車は1秒以上（総排気量については0.125リットル以下、定格出力については1.00キロワット以下の原動機を有する普通自動車二輪車（以下「小型自動車二輪車」という。）は5秒以上）とする。）で走行するものとする。</p> <p>イ 大型自動車試験及び普通二輪車試験の連続走行試験コースの走行（大型自動車二輪車は7秒以内、普通自動車二輪車は8秒以内とする。）で走行するものとする。</p> <p>ウ 立休型二輪車試験のコースの走行</p> <p>エ 立ち姿勢（スクーター型大型二輪車の場合は着座姿勢）により、できる限り低速で走行すること。</p> <p>エ 指定速度からの急停止</p> <p>指示した速度（40キロメートル毎時（小型自動車二輪車は30キロメートル毎時）の速度とする。）を保ち、指定位置（急制動開始線を含む。）で急制動を行い、車輪がロックさせずに急停止区間内で安定した停止をすること。</p> <p>なお、指定速度に達しない速度で指定位置に達しかつた場合は指定位置では指定速度に達していたが、その手前から制動を開始していた場合は、試験官の指示に従って回に限りやり直しをするものとする。</p> <p>2 路上試験</p> <p>(1) 探点の範囲</p> <p>ア 探点は、乗車するときから下車するときまでの間の全てについて行うこと。ただし、ならし走行の間については探点しないものとするが、発進時の探点はならし走行出発地点で行う。また、ならし走行から試験への移行の際に停車しない場合は、「アグセルむら」、「エンスト」、「逆行」、「合図不順行等」、「安全不確認」等の発進行為に係る減点細目についても探点するものとする。</p> <p>なお、場内の発着点において下車する場合においては、場内の発着点に停車する際に、「駐車車法違反」、「駐車措置違反」、「合図不順行等」、「安全不確認」等の発進行為に係る減点細目について探点し、大型二種免許及び中型二種免許に係る発着点への停車及び発進の3回を場内の発着点等で発進する場合においては、当該試験実施時に「停止位置不順」、「駐車車法違反」、「合図不順行等」、「安全不確認」、「後車妨害」等の当該課題の発着点減点細目についても併せて探点するものとする。</p> <p>イ 場内コースにおける方向変換については、方向変換コースに車体が入り始めてからその全部が出るまでの間とし、縦列駐車については、縦列駐車コースと平行に停止してから後退を開始し、駐車範囲内に車体の全部を入れ、その範囲から車体が全部出るまでの間とする。</p> <p>(2) 安全運転交換装置</p> <p>(3) 安全確認の方法</p> <p>(4) 場内試験に準じる。</p> <p>イ 大型自動車第二種免許試験（以下「大型二種試験」という。）、中型自動車第二種免許試験（以下「中型二種試験」という。）、普通自動車第二種免許試験（以下「普通二種試験」という。）、準中型自動車免許試験（以下「準中型試験」という。）及び普通自動車免許試験（以下「普通試験」という。）の発着点への停車及び発進の方法</p> <p>大型二種試験、中型二種試験、普通二種試験、準中型試験及び普通試験の停車時は、ギアをニュートラル（オートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない自動車（以下「AT車」という。）の場合は「ベークアップ」とし、「ハンド（駐車）ブレーキ及びフブレーキペダル等によるブレーキを利かせていること。また、試験官の発進合図の後に発進すること。</p> <p>ア 大型二種試験及び中型二種試験は、指定場内において車両中央ドアを指示した停止目標物に合わせて回の停車を行うこと。</p> <p>イ 普通二種試験は、直前合図による停車を強及び指定場所における停車を回行うこと。</p> <p>なお、直前合図での停車は、合図後、適法かつ合理的に最も近接した場所に停車するものとし、指定場所における停車は左後部ドアを指示した停止目標物に合わせるものとする。</p> <p>ウ 準中型試験及び普通試験は、直前合図による停車を合理的かつ速やかに回行うこと。</p> <p>(5) 普通二種試験における転回</p> <p>指示された地点間において、できるだけ速やかに行うこと。</p> <p>(6) 大型二種試験、中型二種試験及び普通二種試験の鋭角コースの切り直し</p> <p>鋭角コースは3回以下の切り直しによって通過すること。</p> <p>次の表に掲げる中止事項に該当したときは、試験を中止することができる。</p>
中止事項	中止適用基準
探点基準に定める減点細目のうち次のものを適用した場合	1 場内試験

中止事項	<p>危険行為等</p> <p>2 路上試験</p> <p>イ 大型自動車、発進不能、暴走、からつき大、通過不能、脱輪大、接触大、右側通行、安全地帯等進入、後車妨害、信号無視、進行妨害、横断等禁止違反、指定場所不停止、安全間隔不保持、踏切不停止等、追越し違反、割込み、安全運転義務違反</p> <p>ウ 逆走</p> <p>エ 発進不能、暴走、からつき大、通過不能、脱輪大、接触大、右側通行、安全地帯等進入、後車妨害、信号無視、進行妨害、横断等禁止違反、指定場所不停止、歩行者保護不停止等、安全間隔不保持、踏切不停止等、追越し違反、割込み、安全運転義務違反、進行禁止違反</p>
試験官補助	試験中に危険を回避するため、技能試験官がブレーキ若しくはハンドルを操作した場合、これに代わる措置を口頭や動作によって行った場合（路上試験における是正措置を含む。）又は危険を回避するために安全運転支援装置が作動してアグセル、ブレーキ若しくはハンドルの操作が行われた場合
減点超過	減点した合計数によって、合格基準に定める免許の種類ごとの成績を得ることができなくなつた場合
指示違反	試験実施のための指示又は危険防止のための指示（試験官補助の場合を除く。）に従わない場合
運転放棄	試験中に、受験者から運転の継続を放棄する旨の申出があつた場合

探点基準	<p>探点は、次の表に定める減点事項に該当するものについて、減点して行うものとする。ただし、特別減点細目については、2回以上該当した場合には、そのすべてを減点する。</p> <p>注(1) 減点数欄の○印は、特別減点細目を示す。</p> <p>(2) 減点数欄の「危」は、試験中止事項の危険行為等を示す。</p> <p>(3) 減点数欄のうち「路上」は路上試験、「場内」は場内試験を意味する。</p> <p>1 安全措置及び運転姿勢</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">減点細目</th> <th colspan="2">減点数</th> <th rowspan="2">減点事項</th> </tr> <tr> <th>路上</th> <th>場内</th> </tr> <tr> <td>安全措置不遵</td> <td>5 (10)</td> <td>5 (10)</td> <td>運転に必要な安全措置をしない場合（ ）は、シートベルトをしない場合</td> </tr> <tr> <td>運転姿勢不良 (四輪)</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>正しい姿勢で四輪車の運転をしない場合</td> </tr> <tr> <td>運転姿勢不良 (二輪)</td> <td>—</td> <td>10</td> <td>正しい姿勢で大型自動車二輪車又は普通自動車二輪車（以下この表において「二輪車」という。）の運転をしない場合</td> </tr> </table> <p>2 発進</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">減点細目</th> <th colspan="2">減点数</th> <th rowspan="2">減点事項</th> </tr> <tr> <th>路上</th> <th>場内</th> </tr> <tr> <td>アグセルむら</td> <td>⑤</td> <td>⑤</td> <td>アグセルとクラッチの調和が不円滑な場合</td> </tr> <tr> <td>エンスト</td> <td>⑩</td> <td>⑤</td> <td>操作不良のため、エンジンの作動が止まった場合</td> </tr> <tr> <td>逆行 (小)</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>逆行しようとする方向に対して逆行した場合</td> </tr> <tr> <td>逆行 (中)</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>逆行しようとする方向に対して著しく逆行した場合</td> </tr> <tr> <td>逆行 (大)</td> <td>危</td> <td>危</td> <td>逆行しようとする方向に対して逆行し、危険な場合</td> </tr> </table>	減点細目	減点数		減点事項	路上	場内	安全措置不遵	5 (10)	5 (10)	運転に必要な安全措置をしない場合（ ）は、シートベルトをしない場合	運転姿勢不良 (四輪)	5	5	正しい姿勢で四輪車の運転をしない場合	運転姿勢不良 (二輪)	—	10	正しい姿勢で大型自動車二輪車又は普通自動車二輪車（以下この表において「二輪車」という。）の運転をしない場合	減点細目	減点数		減点事項	路上	場内	アグセルむら	⑤	⑤	アグセルとクラッチの調和が不円滑な場合	エンスト	⑩	⑤	操作不良のため、エンジンの作動が止まった場合	逆行 (小)	10	10	逆行しようとする方向に対して逆行した場合	逆行 (中)	20	20	逆行しようとする方向に対して著しく逆行した場合	逆行 (大)	危	危	逆行しようとする方向に対して逆行し、危険な場合
減点細目	減点数		減点事項																																										
	路上	場内																																											
安全措置不遵	5 (10)	5 (10)	運転に必要な安全措置をしない場合（ ）は、シートベルトをしない場合																																										
運転姿勢不良 (四輪)	5	5	正しい姿勢で四輪車の運転をしない場合																																										
運転姿勢不良 (二輪)	—	10	正しい姿勢で大型自動車二輪車又は普通自動車二輪車（以下この表において「二輪車」という。）の運転をしない場合																																										
減点細目	減点数		減点事項																																										
	路上	場内																																											
アグセルむら	⑤	⑤	アグセルとクラッチの調和が不円滑な場合																																										
エンスト	⑩	⑤	操作不良のため、エンジンの作動が止まった場合																																										
逆行 (小)	10	10	逆行しようとする方向に対して逆行した場合																																										
逆行 (中)	20	20	逆行しようとする方向に対して著しく逆行した場合																																										
逆行 (大)	危	危	逆行しようとする方向に対して逆行し、危険な場合																																										

発進手間どり	⑩	⑤	判断不良又は操作不良のため、発進に手間どつた場合
発進不能	危	危	発進に著しく手間どり、他の交通に支障を及ぼすおそれがある場合

3 速度維持			
減点細目	減点 数		減点 事項
	路上	場内	
指定時間過不足	—	5	直線発踏台を決められた時間以上を掛けて走行しない場合又は連続発踏転換コースについて、二輪車が決められた時間内に走行しない場合
速度維持 (課題外)	⑩	⑩	加速緩慢などのため、必要な速度を出せない場合
速度維持 (課題)	—	10	指示された速度を出せない場合
指定速度到達不能	—	危	指定速度からの急停止で、指示した速度に達しない場合

4 合図及び安全確認			
減点細目	減点 数		減点 事項
	路上	場内	
合図不履行等 (発進)	5	5	路端から発進する場合に道路を変えるための合図が不適切なとき。
合図不履行等 (道路変更)	5	⑤	同一方向に進行しながら道路を変える場合に法第53条第1項又は第4項の規定に違反したとき。
合図不履行等 (右左折)	5	⑤	右折又は左折する場合に法第53条第1項又は第4項の規定に違反したとき。
合図不履行等 (探状交差点)	5	—	探状交差点を出る場合に法第53条第2項又は第4項の規定に違反したとき。
安全不確認	10	10	法第38条第1項若しくは法第1条第1項第4号の3の規定に違反して安全を確認しなかったとき、法第36条第4項又は法第37条の2第3項の規定に違反して車両等又は歩行者に対する注意を怠ったときその他の安全確認が必要な場合にこれをしなかったとき。

5 制動			
減点細目	減点 数		減点 事項
	路上	場内	
制動力走行	⑤	⑤	エンジンブレーキを活用しないで制動力走行した場合
	5	5	坂道でエンジンブレーキを活用しないで制動力走行した場合

ブレーキの構えをしない場合、ブレーキを数回に分けて踏まない場合、一時停止中にブ

制動操作不良 (クレーブ)	⑤	⑤	ブレーキをかけたいない場合、路端停車中若しくは発進の問題による停車中にギアをニュートラル (AT車の場合はパーキング) とし、ハンドブレーキ及びブレーキペダル等によるブレーキを利かせていない場合、ブレーキ操作が円滑でない場合又は二輪車でブレーキペダル側の足について停止若しくは発進をした場合
制動操作不良 (クレーブ)	10	5	停止状態を保持すべき場合にクレーブ現象のため移動したとき。
速度超過 (小)	10	10	道路及び交通の状況に適した速度より速い速度の場合 (徐行義務のあるときを除く。)
速度超過 (大)	20	20	道路及び交通の状況に適した速度より著しく速い速度の場合 (徐行義務のあるときを除く。)
急停止区間超過	—	危	指定速度からの急停止で、急停止区間内に停止できない場合
暴走	危	危	ブレーキ操作又はアックスル操作不良のため暴走した場合

6 操向			
減点細目	減点 数		減点 事項
	路上	場内	
切り返し	10	5	操作不良又は判断不良のため、切り返しをした場合 (曲線、屈折、方向変換、縦列駐車、隘 (あい) 路への進入又は路端における停車及び発進の各課題での1回を除く。)
急ハンドル	10	10	走行中に急激なハンドル操作をした場合
ふらつき (小)	10	10	ハンドル操作が不安定な場合又は二輪車のバランスを保てない場合
ふらつき (大)	危	20	走行中に大きくふらついた場合
転倒	—	危	二輪車で車体を倒した場合
通過不能	危	危	1 切り返しをしたため、他の交通に支障を及ぼすおそれがある場合 2 二輪車で直線発踏コース、連続発踏転換コース、波状路コース又は狭路コースを通過できない場合

7 車体感覚			
減点細目	減点 数		減点 事項
	路上	場内	
停止位置不適	5	5	停止したが発止線の直前で停止しない場合又は指示した場所に車体の指定箇所を一致させて停止しない場合
巻き込み防止措置不適	10	5	四輪車が左折する場合又は探状交差点に入り、若しくは出る場合に巻き込みを防止する措置をしないとき。
側方等間隔不保持	20	20	車体の周囲に安全な間隔を保たない場合
脱輪 (小)	10	5	車輪を縁石等に接触させた場合又は車輪の一部をコース側端から逸脱させた場合

屈輪 (中)	1	20	四輪車で車輪が縁石又はコーン側端から逸脱し、直ちに停止した場合
屈輪 (大)	危	危	車輪が縁石又はコーン側端から逸脱した場合 (四輪車で直ちに停止しない場合を含む) 又は壁 [あい] 路への進入の課題において切り返し範囲を逸脱した場合
接触 (小)	1	20	車体が障害物に軽く接触した場合
接触 (大)	危	危	接触事故となるおそれがある場合又は路端における停車及び発進の課題において切り返し範囲を逸脱した場合

8 通行区分			
減点項目	減点	数	減点事項
	路上	場内	
路側帯進入	20	1	法第17条第1項又は法第47条第3項の規定に違反した場合
通行帯違反	10	5	法第20条第1項若しくは第2項の規定に違反した場合又はみだりに車両通行帯からはみ出した場合
追いつかれ難 帯違反	10	1	法第27条第1項又は第2項の規定に違反した場合
バス等優先 行帯違反	10	1	法第20条の2第1項の規定に違反した場合
軌道敷内違反	10	1	法第21条第1項、第2項又は第3項の規定に違反した場合
右側通行	危	危	1 法第17条第9項の規定に違反した場合 (同条第9項各号に該当するときを除く。) 2 法第17条第5項の規定により道路の中央から右の部分にはみ出して通行する場合において、反対方向からの交通を妨げるおそれがあるにもかかわらず、はみ出したとき。
安全地帯等進入	危	危	法第17条第6項の規定に違反した場合

9 道路変更等			
減点項目	減点	数	減点事項
	路上	場内	
道路変更違反 (築路コース)	1	5	築路コースへ左折する場合に法第34条第1項の規定に違反してあらかじめできる限り道路の左側端に寄らなかつたとき。
道路変更違反 (交差点)	10	5	法第25条第1項若しくは第2項、法第34条第1項、第2項若しくは第4項若しくは法第38条の2第1項若しくは第2項の規定に違反してあらかじめできる限り道路の左側端、中央若しくは右側端に寄らなかつた場合又は左折 (環状交差点における左折) する直前に、左にハンドル操作をした場合
道路変更禁止違反	20	10	法第26条の2第1項又は第3項の規定に違反した場合

後方妨害	危	危	法第26条の2第2項の規定に違反した場合又は道路変更の時機を失い、車両の妨害となつた場合
------	---	---	--

10 直進、右左折等

減点項目	減点	数	減点事項
	路上	場内	
右左折方法違反	5	5	法第34条第1項、第2項若しくは第4項又は法第38条の2第1項若しくは第2項の規定に違反してできる限り道路の左側端に沿わなかつた場合若しくは交差点の中心の直近の内側を通行しなかつた場合又は逆路側等により指定された部分を通行しなかつた場合
安全進行違反	10	10	法第36条第4項若しくは法第37条の2第3項の規定に違反してできる限り安全な進捗と方法で進行しなかつた場合又は黄信号になる前に交差点を通過しようとして交差点の直前から進捗を滞らせた場合
課題不履行	10	1	技能不熟等のため、余裕を持って行える状況であるにもかかわらず停車又は軌道を行わない場合
徐行違反	20	20	法第25条第1項若しくは第2項、法第31条ただし書、法第34条第1項、第2項若しくは第4項、法第35条の2第1項若しくは第2項、法第36条第3項、法第37条の2第2項又は法第40条の規定に違反して徐行しなかつた場合
進行方向別通行区分違反	20	10	法第35条第1項の規定に違反した場合
交差点等進入 禁止違反	20	20	法第50条第1項若しくは第2項の規定に違反した場合又は黄色の信号が表示されたときにおいて停止位置に近接しているため安全に停止することができないにもかかわらず横断歩道、自転車横断帯若しくは交差点道路に入つて停止した場合
信号無視	危	危	法第7条の規定に違反した場合
優先判断不良	20	10	法第36条第1項若しくは第2項、法第37条、法第37条の2第1項又は法第43条後段の規定に違反するに至らないが、先行できる車両等に進路を譲らない場合
進行妨害	危	危	法第36条第1項若しくは第2項、法第37条、法第37条の2第1項又は法第43条後段の規定に違反した場合
指定場所不停止	危	危	法第43条前段の規定に違反した場合
横断等禁止違反	危	危	法第25条の2第1項又は第2項の規定に違反した場合

11 歩行者の保護

減点項目	減点	数	減点事項
	路上	場内	
足はね運転	10	10	法第71条第1項第1号の規定に違反した場合

横断者保護違反	20	—	法第38条第1項前段若しくは第30項又は法第71条第1項第3号の規定に違反した場合
歩行者保護不 停止等	危	—	法第17条第2項、法第28条の2第1項、法第31条（ただし書を除く。）、法第38条第1項後段若しくは第2項若しくは法第71条第1項第2号、第3号の2若しくは第2号の3の規定に違反した場合又は横断歩道若しくは自転車横断歩道若しくは自転車横断歩道のない場所における横断者の通行を妨げた場合
安全間隔不保持	危	危	法第18条第2項の規定に違反した場合

12 最高速度、踏切通過、駐停車等

減点細目	減点		減点事項
	路上	場内	
踏切内変速	5	5	踏切を通過するときに、変速装置を操作した場合
駐車措置違反	5	5	法第71条第1項第5号の規定に違反した場合その他車両の停止状態を保つための措置をしない場合
警音器使用制限違反等	10	10	法第54条第1項又は第2項の規定に違反した場合
急ブレーキ禁止違反	10	10	法第24条の規定に違反した場合
車間距離不保持	10	10	法第26条の規定に違反した場合
駐停車方法違反	10	5	法第47条第1項、第2項又は第3項の規定に違反した場合
緊急車妨害	20	—	法第40条第1項若しくは第2項又は法第41条の2第1項若しくは第2項の規定に違反した場合
合図車妨害	20	20	法第25条第3項、法第31条の2、法第34条第6項又は法第35条第2項の規定に違反した場合
速度超過	20	20	法第22条第1項の規定に違反した場合又は指示した速度を超過した場合
踏切不停止等	危	危	法第33条第1項（安全確認を除く。）若しくは第2項又は法第50条第2項の規定に違反した場合
追越し違反	危	危	法第20条第3項後段、法第28条第1項、第2項若しくは第41項、法第29条又は法第30条の規定に違反した場合
割込み	危	危	法第32条の規定に違反した場合
安全運転義務違反	危	危	法第70条の規定に違反したため、試験者補助をした場合
安全運転意識	10	—	他の交通に迷惑を与え、又は危険を及ぼす等安全な運転をしようとする意識がない場合
警報	10	10	危険を回避するため、安全運転支援装置が事前警報を発した場合（場内の架線コース走行中を除く。）
駐停車違反	20	—	法第44条第1項の規定に違反した場合
駐車違反	10	—	法第45条第1項又は第2項の規定に違反した場合
通行禁止違反	危	—	法第8条第1項の規定に違反した場合

試験の成績は、100点満点とし、運転免許の種類ごとに次に掲げる得点のものを合格とする。

合格基準

- 1 第二種運転免許は80点以上
- 2 第一種運転免許、準中型自動車免許及び普通自動車免許は70点以上
- 3 大型自動車免許及び中型自動車免許は60点以上

別表第5 (第21条の3関係)

運転技能検査(以下「検査」という。)は、新規免許取得者と同等の運転技能があることを確認することが目的ではなく、加齢に伴う身体機能の低下等により安全運転が期待できないほど運転技能が低下している者について、免許証の更新をしないことを目的とするものである。

1	事前説明	課題の実施前に、実施方法及び採点に関する事前説明を分かりやすく行い、道路交通法令に従った通行の方法や適切な運転方法について理解させることとする。			
2	ならし走行	受検者ごとに、おおむね300メートルのならし走行を行うこととする。			
3	課題走行	課題は、「指示速度による走行」、「一時停止」、「右折・左折」、「信号通過」及び「段差乗り上げ」を実施する。			
4	合格基準	検査の成績は、100点満点とし、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める得点となつた者を合格とする。 (1) 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けようとし、又は現に受けている者 80点以上 (2) (1)以外の者 70点以上			
5	採点	各課題不履行の場合や、走行中の危険を回避するため、検査員等がハンドル・ブレーキ等の操作を補助し、又は是正措置を指示した場合は、判断基準に基づき減点式採点法により客観的かつ厳正に採点を行うこととする。 また、採点は、ならし走行が終了した時点から、コース等における走行を終えて車両を停止した時点までの間について行うこととする。			
6	安全指導	課題終了後の安全指導については、減点した課題について重点的に指導し、その他安全不確認や操作不適等の不適切な運転行動についても個別具体的に指導し、加齢に伴う身体機能の低下がこうした不適切な運転行動に影響を及ぼしている可能性について理解させることとする。			
7	判断基準等				
	課題	回数	減点等の項目	判断基準	点数
	指示速度	1回	課題速度不履行	速度指定区間を、指示速度よりおおむね10km/h 遅い速度に一度も達しなかつた場合又は指示した速度よりおおむ	-10

行				ね10km/h 以上速い速度に一度でも達した場合	
一時停止	2回	一時不停止 (小)	道路標識等による一時停止の指定場所で、車体の一部が停止線を越えるまでに停止しなかつたものの、車体の一部が交差道路の側線を延長した線を越えるまでには停止した場合	-10	
右折・左折	2回	右側通行 (小)	車体の一部が道路の中央線から右の部分にはみ出して通行した場合(車体の全部がはみ出した場合を除く。法第17条第5項各号に該当する場合を除く。)	-20	
		右側通行 (大)	車体の全部が道路の中央線から右の部分にはみ出して通行した場合(法第17条第5項各号に該当する場合を除く。)	-40	
		脱輪	縁石に車輪を乗り上げ又はコースから車輪が落輪した場合	-20	
信号通過	2回	信号無視 (小)	赤色信号が表示されているときに、車体の一部が停止線を越えるまでに停止しなかつたものの、車体の一部が横断歩道に入るまでには停止した場合	-10	
		信号無視 (大)	赤色信号が表示されているときに、車体の一部が停止線を越えるまでに停止せず、かつ、車体の一部が横断歩道に入るまでには停止しなかつた場合	-40	
段差乗り上げ	1回	乗り上げ不通過	段差に乗り上げて停止した際、タイヤの中心から垂直に路面と交わる点から段差の端までの距離が、おおむね1メートルを超えた場合又は段差に乗り上げることができなかつた場合	-20	
			走行中の危険を回避するため、検査員		

	補助ブレーキ等	等がハンドル、ブレーキ等の操作を補助し、又は是正措置を指示した場合(他の減点等の項目にも該当する場合は、より大きい減点等の項目を適用する。)	- 30
--	---------	--	------

別記を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都道路交通規則別記様式第14、別記様式第14の2、別記様式第14の2の3、別記様式第14の3、別記様式第15の2の2、別記様式第15の6の2、別記様式第16の6及び別記様式第16の6の2による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 郵便番号
 163-8001

定 価
 本号
 一箇月 五〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三三二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

